

議 第 1 7 号 議 案

「にんしんSOS埼玉」の周知に向けた取り組みの強化を求める意見書
の提出について

「にんしんSOS埼玉」の周知に向けた取り組みの強化を求める意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年12月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 伊勢田 幸 正

賛成者 同

提 案 理 由

「にんしんSOS埼玉」の周知に向けた取り組みの強化を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

「にんしんSOS埼玉」の周知に向けた取り組みの強化を求める意見書

本年11月2日、本市の近隣にあるドラッグストアのトイレで、へその緒がついた乳児の遺体が発見される事件があった。現在も事件は未解決である。また、都内でも11月8日、公園で乳児の遺体が埋められているのが発見される事件があった。

こうした事件が絶えない背景として、予期せぬ妊娠を迎えた女性が、官民が設置する各種相談窓口にとどり着けていないことが言われている。

埼玉県では、思いがけない妊娠に悩む方が、相談支援を受けられるように、電話やメールで相談に応じる「にんしんSOS埼玉」を平成30年7月1日に開設した。社会福祉士、保健師、助産師、看護師などの専門相談員が、思いがけない妊娠に悩む方の状況を丁寧に受け止めながら、適切な情報提供を行っている。また、相談内容によっては、市町村子育て世代包括支援センターや医療機関など、続けてサポートが受けられる適切なサービスの紹介も行っている。

現在、埼玉県では「にんしんSOS埼玉」の周知に向け、名刺サイズの案内カード、A3サイズのポスター、スウィングPOPを作製し、案内カードは市町村の保健センターをはじめ、埼玉県内の国立、県立、市立、私立の高校、県内イオン22店舗等へ配付し、ポスターは市町村の保健センター及び関係行政機関へ配付、スウィングPOPは賛同するドラッグストアに配付されているなどの取り組みが行われている。

しかし、今なお前述のような事件が県内であることを考えると、より一層の周知に向けた取り組みがまだまだ求められているといえる。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、「にんしんSOS埼玉」の周知に向けた各種施策の強化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

富士見市議会

埼玉県知事 大野元裕様